



# 大気汚染防止法の改正内容

## ○ 規制対象が全ての石綿含有建材に拡大し、レベル3建材への規制開始（令和3年4月から）

【レベル3建材の例】



波型スレート



天井板



ビニル床タイル



ビニル床シート

建材の区分	取り扱い	改正前	改正後
レベル3 石綿含有成形板等	作業基準 特定粉じん排出等作業実施届出書	なし 提出不要	あり 提出不要

条例では、規模要件に応じて届出が必要になります。詳しくは条例改正ページをご覧ください。

### 【新たに設定されたレベル3建材の作業基準】

#### （1）石綿含有成形板、その他石綿を含有する建築材料を除去する作業

- 切断や破碎等をせずに原形ばらしで取り外してください。
- 原形ばらしが難しいときは、対象建材を薬液等で温潤化してから除去してください。
- ケイ酸カルシウム板第1種を原形ばらしせずに除去する場合は、温潤化に加えて周辺（天井部分を含む）の養生も必要です。
- 除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行ってください。周辺養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行って下さい。

さらに、条例の作業基準もかかります。  
詳しくは条例改正ページをご覧ください。

#### （2）石綿含有仕上塗材を除去する作業（レベル3建材相当）

- 対象建材を薬液等で温潤化してから除去してください。
- 電気グラインダー等の電動工具で除去するときは、温潤化に加えて周辺（天井部分も含む）の養生も必要です。
- 除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行ってください。周辺養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行って下さい。
- 同等以上の効果を有する措置である、集じん装置の扱いについては、環境省のマニュアル等で示される予定。

## ○ 石綿含有仕上塗材の取扱い（令和3年4月から開始）

- 石綿含有仕上塗材<sup>\*</sup>はレベル3相当建材として取り扱うこととなりました。
- 吹付工法（従来レベル1扱い）であっても、法に基づく届出は不要となります。

取り扱い	改正前	改正後
建材の区分	レベル1	レベル3相当
特定粉じん排出等作業実施届出書	提出必要	提出不要

条例では、規模要件に応じて届出が必要になります。詳しくは条例改正ページをご覧ください。

\*吹付けバーミキュライト、吹付けパラライトは従来どおりレベル1建材に該当します。

## ○ 特定粉じん排出等作業計画の作成

- 届出の有無にかかわらず、特定粉じん排出作業の開始前に当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行わなければならなくなりました。

## ○ 元請業者と下請負人の責務（令和3年4月から開始）

- 元請業者だけではなく、下請負人にも作業基準を遵守する義務が設けられました。
- レベル1、2建材に係る届出対象特定工事について、除去等の措置をそれぞれ定める方法により行わなかった元請業者と下請負人に直接罰則が適用される規定が設けされました。

### ●直接罰が適用になるのは、以下の方法により行わなかった場合



そのまま取り外す方法



セキリテルーム  
隔離室  
集じん排気装置



集じん排気装置



（例）グローブバッグ工法



封じ込め  
囲い込み

画像出典：国交省HP

隔離+集じん・排気装置を使用する方法に準じる方法

## ○ 発注者への作業結果の報告（令和3年4月から開始）

- 元請業者は、アスベスト工事が適切に行われているかを確認し、その結果を書面で発注者へ報告するとともに、当該書面の写し及び作業の記録を保存する義務が設けられました。
- 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせる義務が設けられました。（知識を有する者：事前調査を行わせる者又は石綿作業主任者）

## ○ 自治体への事前調査結果の報告（令和4年4月から開始）

- 元請業者は、建材にアスベストが含まれているか調査した結果を、工事前に自治体へ報告する義務が設けられました。

### 【報告の対象】



解体工事  
床面積合計80m<sup>2</sup>以上



建築物の改造・補修工事  
請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造等工事  
請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)

※環境大臣が定めるものに限る

### ※事前調査結果の報告対象工作物（令和2年環境省告示第77号）

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器・配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）、焼却設備  
煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）  
発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）  
トンネルの天井板、プラットホームの上蓋、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

## ○ 有資格者による事前調査（令和5年10月から開始）

「建築物石綿含有建材調査者」等の資格者しか事前調査を行うことができなくなりました。

### 【事前調査を行う者（一定の知見を有する者）】

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者  
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る)
- 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者